

第 1 1 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和2年2月10日(月)午後1時50分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(10名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員		7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員	
欠席委員(1名)	6番 蔵本 孝広 委員			
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 尾川 寛信 推進委員	16番 山田 隆雄 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 北野 文夫 推進委員	19番 山本美代子 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第43号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第44号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第45号議案 農用地利用集積計画の決定について 第46号議案 農用地利用配分計画の策定について 第47号議案 農業振興地域整備計画の変更について 第48号議案 地籍調査事業に伴う地目の変更について			
報告事項	第1号 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局 会長 議長	<p>ただ今から、令和元年度 第 11 回農業委員会の定例総会を開催します。農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆さんご起立をお願い致します。本日の先導役は、18 番北野推進委員です。よろしくお願い致します。</p> <p>(出席者全委員で農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ありがとうございます。それではご着席ください。</p> <p>本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数 11 名に対して、ただ今の出席委員は、10 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。では、開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願い致します。</p> <p>長谷川会長あいさつ (中略)</p> <p>それでは会を進めさせて頂きます。湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長を務めさせて頂くことをお許し願います。本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p>
2 議事録署名委員の指名	(議長)	<p>次に日程 2 番「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。お諮り致します。本案件につきましては、本町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定によりまして、議長により指名をすることに皆さんご異議ございませんか。</p> <p>《はい。の声》</p> <p>はい。ご異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には 11 番山下和子委員、そして 12 番谷岡貞幸委員の両名の方をお願いを致します。そして会議書記に於きましては藤井事務局長、並びに谷岡副主幹の方へお願いを致します。</p>
3 報告事項 第 1 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用 2 アール未満の農業用施設の届出について	(議長) 事務局	<p>続きまして日程 3 番、報告事項に入ります。報告事項第 1 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用の届出について」を、それでは説明をしてください。</p> <p>報告事項 第 1 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用 2 アール未満の農業用施設の届出」について報告します。次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は 2-1 頁と資料 1 の 1 頁、2 頁)</p>

<p>4 議事 議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>番号 1 届出人は、埴見●●。土地の所在 大字埴見——、地目は畑、面積 130 m²。転用面積は 6 m²であります。農機具庫です。ちなみに経営耕地面積は 87 アールでございます。</p> <p>頁をめくって頂き 2-1 が航空写真による位置図であります。埴見の堤の下の田んぼの所でございますが。それから別添資料 1 の 1 ページ目が、こちらが公図であります。農機具庫の設置場所を赤囲いしております。2 頁目の方が提出を頂いております届出の分の建物の概略の平面図・立面図であります。3m・2m のものですので、6 m²と云う事になります。こちらの方は、届出人が土海委員の方から「届出をしておきなさいよ。」と云う指導を受けましたと云う事で届出を頂いているところであります。以上であります。</p> <p>それでは説明が終わりましたので。この内容につきましては記載のとおりであります。これは報告事項でございますので、ご承認をお願い致します。皆さんの方から、もしお尋ねがございましたら、どうぞ発言してください。</p> <p>良いですか。無い様でございますので、次に進行致します。</p> <p>次に日程 4 番議事に入ります。議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明をお願いします。</p> <p>議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は宇谷●●。譲渡人は大阪市浪速区●●。土地の所在、大字久留——。地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 1,179 m²。贈与による持ち分 3 分の 1 の所有権移転で、権利取得後の経営面積は 46 アールです。</p> <p>本申請の農地は 3 人の共有名義であり、譲受人と譲り渡し人の他にもう一人権利者がありますが、こちらは後日、同様に持ち分の移転をして、譲受人が持ち分の全部を取得する予定であると云う事であります。</p> <p>番号 2 譲受人は方地●●。譲渡人は方地●●。土地の所在、大字方地——。地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑、面積 50 m²。贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 147 アールであります。</p> <p>こちらの申請につきましては、譲渡し人が当該農地の管理に手を持って余しており、貰手を探し</p>
---	---------------------------------	---

		<p>ていたところ譲受人と合意したものであります。</p> <p>以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上です。</p> <p>議長 はい。説明が終わりました。それではただ今から質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>事務局 番号2の譲渡し人と云うのは、まだまだこれから手放したい農地が出そうな方かな。まだまだこう云う土地を。</p> <p>事務局 優良農地が。まだまだお持ちだと思います。若い方ですので、なかなか。お務めですから自分が耕作されると云うのは難しい面があって。条件の良い所については、どなたかに頼んで作って頂いておられると云う状況でありますけども。受け手の無い、自分も管理ができない所を処分を考えておられて。先だっても、何か月か前もありましたけれども。この度の土地のそう云う風な状況と云う事です。そう云う意味からすると、長い目で見ると、ひょっとしたらもうちょっと手放したい農地と云うのは。思っておられる農地と云うのがあるかも知れませんが。そこまでは何っては無いです。</p> <p>議長 まあ、こう云った事案がこれから出て来るであろうと云う事が予想されますな。分かりました。それでは皆さんの方から質疑、改めて申し上げますが、ございますか。</p> <p>徳岡推進委員 良いですか。</p> <p>議長 はい。徳岡推進委員どうぞ。</p> <p>徳岡推進委員 1番の大字光吉の田んぼの件なんだけども。これは図面は無いですね。要は道沿いの田んぼでしょ。それで、これの名義を譲受人にすると云う事ですか。</p> <p>議長 はい。説明してください。</p> <p>事務局 今、徳岡推進委員の方からお話がありました整理番号1の農地の場所ですけれども。ガソリンスタンドの179号の道を隔てた反対側に、田んぼが1枚だけポツンとあります。その土地でございませう。その田んぼがですね、3人さんの共有名義なものですから。共有名義なので、どこからどこまでが誰々さんの分と云う、そう云う事ではなくて。線が引ける様な状態ではなくて、全体を3人の名義で持っておられて。それぞれ3分の1の権利を持っておられると。けれどもこ</p>
--	--	--

<p>議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>の際だから、名義をとにかく一人に集めちゃいましょうと云う事で協議が整われたそうであります。ただ、共有者の中に相続が発生しておられる方が、もう一人の方が相続をしてからじゃないと出来ないと云う事があるものですから。そちらの方は追って、相続の名義変更をかけた上で改めて贈与の手続きをされると云う事で伺っております。補足説明でございました。</p> <p>と云う事は、徳岡推進委員、良いですか。</p> <p>はい。良いです。</p> <p>1 番の件については、また、こう云った、追って申請が出ると云う事で理解を。</p> <p>はい。分かりました。</p> <p>その他ございますか。無いと云う風に判断させていただきますが。それでは無い様でございますので、これで質疑を終結します。採決を行います。原案のとおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手でございます。よって議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり決定を致します。</p> <p>続きまして、議案第 44 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明をしてください。</p> <p>議案第 44 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、4-1 頁、資料 1 の 3 頁から 5 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 はわい長瀬——。現況地目は畑、転用面積は 409 m²。転用計画の用途はその他の事業用地、施設概要は資材置場であります。建築物はありません。譲受人は、倉吉市 株式会社●●。譲渡人は、はわい長瀬●●。契約内容は、売買による所有権移転であります。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は 第 3 種農地、区分決定根拠は 駅・役場から 300m 以内であります。許可根拠規定は第 3 種農地につき原則許可、都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資ありであります。</p> <p>事業内容は、盛土を行い資材置場とするものです。農業振興地域整備計画において農用地除外</p>
--	--	--

済み。土地改良区の意見書が添付されております。

頁をめくって頂き 4-1 頁が航空写真による位置図です。長瀬神社裏参道の北側に位置します。別冊の資料 1 で資料 1 の 3 頁目が現地写真。4 頁目が公図。5 頁目が土地利用計画図です。併せて標準断面図が付いておりますけれども、1m の盛土を行い、北側と西側の用地境界はブロックを積んで、ブロックの 5 段積みでございますけれども。土砂の流出を防ぎます。

続きまして整理番号 2 番の方に参ります。

(資料は、4-2 頁、資料 1 の 6 頁から 15 頁)

番号 2 土地の所在 はわい長瀬——。現況地目は田、転用面積は 1,299 m²の内 968.46 m²。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は建売分譲住宅 5 棟。建築面積は合計で 213.73 m²。譲受人は、倉吉市 株式会社●●。譲渡人は、はわい長瀬●●。契約内容は、売買による所有権移転であります。

立地基準の判定に係る農地区分は第 3 種農地、区分決定根拠は管理設道路沿道の区域、許可根拠規定は第 3 種農地につき原則許可であります。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資は有りでございます。

事業内容は、一般個人住宅 5 棟で、駐車場が各 2 台。農業振興地域整備計画において、農用地除外済み。土地改良区の意見書並びに隣接耕作者の同意書が添付されております。

次の番号 3 の申請は番号 2 と一体で土地造成をするものですので、続けて説明させていただきます。

番号 3 土地の所在は番号 2 と同じく はわい長瀬——。転用面積は 1,299 m²の内 330.54 m²。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は一般個人住宅。建築面積は 72.50 m²。譲受人は、はわい長瀬●●。譲渡人は、はわい長瀬●●。親子でございますけれども。契約内容は、贈与による所有権移転であります。立地基準の判定に係る農地区分等は番号 2 と同一の筆ですから省略をさせていただきます。

事業内容は、一般個人住宅 1 棟、4 台分の駐車場を設けるものであります。

本冊頁をめくって頂き 4-2 頁が航空写真による位置図で、北浜中学校用地の東側で長瀬西部の住宅団地の道を挟んだ向かいであります。それから、別冊資料 1 の 6 頁が現地写真であります。赤い線で囲っております筆でございます。頁をめくって頂き 7 頁目が公図。8 頁目が整理番号 2 番と 3 番の土地利用計画図であります。区画の右から 2 番目、車が 4 台止まっている大きな区画。

	<p>議長</p> <p>山下昇委員</p>	<p>こちらが整理番号 3 の転用の区画と云う事になります。それから、この図面の下側に用地東側の町道に隣接する水路の標準断面が表示してありますが、既設の水路は自由勾配側溝へ変更して水路の面が道路の高さ、それから造成の高さと同じになる様に計画されております。続いて 9 頁目が造成断面図であります。造成断面図の上の方に B-B'断面と書いてある部分の図が、こちらが申請地西側の田んぼとの境界の所、見て取れるんですけども。字が小っちゃくて申し訳ないですが、田んぼと造成地の境界には高さ 1m。H1000 と書いてありますけども、L 型擁壁で土留めが行われます。それから、続いて 10 頁目は区画ごとの面積計算表。それから 11 頁目が、こちらが 1 号地と云うものの立面図になりますけども。11 ページ目から 15 頁目までが番号 2 の立面図。それから 16 頁目が整理番号 3 の立面図であります。</p> <p>番号 2 番号 3 とも、雨水は隣接する水路に排出し、汚水は公共下水道へ排出するものであります。</p> <p>以上、番号 1 から番号 3 までの申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい。それでは説明が終わりました。それでは現地確認の委員による現地確認報告をして頂く訳でございます。代表致しまして山下昇委員に報告をお願い致します。</p> <p>はい。それでは現地確認の報告を致します。本日 11 時から、メンバーは会長、そして私、山上委員、そして山本正義推進委員、事務局 2 名、合計 6 名で現地に行って参りました。</p> <p>それで、今事務局より詳しく説明ありましたが、別紙の 3 頁。資料 1 の 3 頁に写真が 4 枚載っておりますので、これを見ながら、ちょっと説明をしてみたいと思います。3 頁の、4 枚写真が載っておりますけども、左上の一番上。これが北の方から南の方を向いた写真です。前方の方にこんもり木が茂っている所が長瀬神社です。それで、その下の方も同じような角度の写真です。こう云う位置になります。それで北側の隣には、何か野菜を作っておられました。その方にはブロックで 5 段積みをして、土砂など流出しない様にするものです。それから東側の方には、少し控えて法面で盛土をしておく。この様な格好で入れると云う事でございます。写真では草が茂っておりますけども、草も刈ってあり概要が良く見える様になっておりました。そう</p>
--	------------------------	---

	<p>議長 山下昇委員</p>	<p>云った様な事で、雨による土砂の流出の恐れはなくてですね、問題ないと判断して帰りました。以上です。</p> <p>続きまして、2番3番の現地確認の報告もお願いします。これも山下昇委員にお願い致します。</p> <p>それでは2番3番。これは説明ありました様に2番を6区画にして、その一角を3番の方が貰われると、住宅にされると云うものですので、同時に行われます。資料は6頁です。6頁に写真がやはり4枚載っております。6頁です。宜しいでしょうか。左上の写真、これが北の方から南に向いた写真です。向こうの方に山が見えますが、田後の山ですね。田後山です。それから下の方。その下の写真は、南より北の方へ向いて、海の方を向いた写真です。細長い田んぼです。それから右の上の方は、東から西の方を向いた写真です。旧羽合町の時代の体育館の正面になっています。その先が北溟中学校と云う様な位置になります。</p> <p>位置はお判り頂いたと思います。そう云った事で、その左上の写真の右の方は、隣で田んぼを作っておられますのでね。その境にはL型の擁壁で土砂の流出を防ぐと。それから東側の方は、ずーっと道が下水処理場の方まで続いておりますので、道路の高さと面一に地を上げて、そこに土を入れて宅地にすると云う様な格好です。それで細長い田んぼですから、これを六つの区画に区切って、それぞれ建売分譲にされると云う事です。</p> <p>そう云った様な事で、此処の件についても排水の処理をしていること、雨による土砂の流出等の恐れもありませんので、現地の地主さんの了解なども得て、問題無いと判断して帰りました。以上です。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。ご苦労様です。それでは説明、そして報告が終わりましたので、ただ今から議案第44号についての質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p>
	<p>徳岡推進委員</p>	<p>はい。</p>
	<p>議長</p>	<p>徳岡推進委員、どうぞ発言してください。</p>
	<p>徳岡推進委員</p>	<p>1番の、はわい長瀬の資材置場の件なんですけども。今回前の所の横をまた買ったと云う事です。それで5頁のね、図を見て頂ければ。北側と西側はブロックで筑んだけど、東側はこの図で見ると境界から、此処に道があるから。小っちゃい道があるからなんでしょうけども。1mほど控えて盛り土をされると云う事です。それで、これが雨が降ったりなんかすれば、このみちの方に流れていかないかなと。大丈夫でしょうか。</p>

	<p>議長 事務局</p>	<p>説明してください。</p> <p>はい。今、ご指摘の話は資料1の5頁で、標準断面図と云うのが一番右にありますよね。小っちゃく。そこで農道から1m控えた所から法面を築き上げると云う計画で。底地の部分は、やっぱり真砂土で若干上げた上で、あまり農道との段差を取らないと云うか、抑えると云う格好で、そこは道路として、作業道として使用すると云う事で。地としては締まって行くと。問題は法面の所の、上に降った雨が法面に伝ってドロドロ落ちて来りゃしないかと云うところの心配ですけども。1m控えてあると云う点からしたら、十分地下浸透で、吸っちゃわへんかなと云う事があります。元々底が砂地と云う事もありますし。1m控えてあるので、想像でものを言っただけじゃないんですけど、道路よりも若干低くした上での法面を控えてと云う事になりますから。道路を伝ってドロドロ行かない限りは、他所の土地に影響を及ぼす心配は無いと云う風に勘案されます。尚且つ北側のブロックは道路用地のギリの所まで。中央のですね、土地利用計画図をご覧頂くと、道路用地の際まで北側のブロックは積んで行くと云う事になりますので、そこで最悪堰き止めると。ですから法面の底部分は道路よりも低いですし、ブロックは際まで築いてると云う点で、そこで落ち着くと云う計画ですね。</p>
	<p>徳岡推進委員</p>	<p>はい、分かりました。それともう一つね。この株式会社●●がこう云うものを。資材置場にされると云う事なんですけども。前、買いましたよね。神社との反対側の法面ですよね。法面を潰して自社の敷地にしちゃってありますよね。ああ云うのは良い訳ですか。</p>
	<p>議長 事務局 徳岡推進委員 事務局</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>あそこは町道ですかね。</p> <p>町道じゃないかな。</p> <p>改良区の道路であれば、改良区と協議をしておられるはずですし。町道であれば建設課と協議をした上でやっておられる、と云う事になります。</p>
	<p>徳岡推進委員</p>	<p>何かあそこに道からスーッと入れる様にしちゃわれて、便利は良い様になったとは思いますが。あの赤線と云うか法面と云うかね。あそこ、何か。</p>
	<p>事務局</p>	<p>多分、法面自体は道路敷でしょうから。勝手に使っちゃうと云う事にはなりませんので、協議をして了承を得た上でしておられると判断しております。</p>
	<p>徳岡推進委員</p>	<p>分かりました。</p>

	<p>議長 徳岡推進委員 議長</p> <p>清水委員 議長 清水委員</p> <p>事務局 議長 事務局</p> <p>清水委員 事務局 議長 清水委員 議長</p>	<p>良いですか。 良いです。 今の法面議論の話は、県の関係は良くある話でね。正式に遣り取りをする事はあります。それから橋を便宜上架けたり。その時にはやはりそう云う事をしなくてはいけないと云う事ですね。 はい。その他ございますか。 はい。 清水委員どうぞ。 関連質問で。ちょっと教えて貰いたいですけども。4-2の図面のあたり、最近住宅がいっぱい建設されてますけども。今回の土地の周辺西側。旧北溟中学校の間の辺は全部農用地除外地ですか。 はい。回答をさせていただきます。 どうぞ。 この度の申請のあった所。小字●●と云う所全域と、それから南隣の所は全部農振農用地区域外ですね。 これから出て来る可能性がありますね。 そうですね、可能性はあります。 ご理解されました。 はい。 はい。その他にありますか。まあ、此处、隣が水田なんですけども。皆さんもよくよく感じておられると思いますけども。機会なんかを持っておられる方は良く感じておられると思いますけども。隣が地上げをすると、やっぱりどうしても、山上委員からそう云った意見があったんですけども。やっぱりどうしても嵌り易くなる。コンバイン等の大型機械がね。だからその辺りのところもやっぱり、こちらの方からもある程度は指導をしながら、やっ行って行かないといけないなど最近になってよくよく思う様になりました。皆さんもその辺りのところは、色々ご指導して頂きたいと云う風に思います。 その他、質疑が無い様でございましたら採決を行います。宜しいですか。それでは議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請」について、この申請について原案どおり認めることに</p>
--	--	--

<p>議案第 45 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員の方が賛成でございますので、この議案第 44 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり決定を致しました。</p> <p>続きまして、議案第 45 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。なお、この議案につきましては、議事参与の制限がございます。よって山上委員は整理番号 4 番に該当いたしますので、関わりがございますので農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により退席をして頂きます。</p> <p>それでは退席をお願いします。</p> <p>(山上委員 退席)</p> <p>それでは退席を確認しましたので、会を続行致します。それでは概要から説明してください。</p> <p>議案第 45 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 2 年 2 月 17 日であります。</p> <p>(資料は、5-1 頁から 5-4 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は借り人 13、貸し人 20 です。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 5 件で 12,015 ㎡。3 年以上 6 年未満が 14 件で 23,262 ㎡。6 年以上 10 年未満が 4 件で 5,697 ㎡。それから所有権移転が 1 件で 1,078 ㎡であります。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 39,151 ㎡。転作田として利用が 1,075 ㎡、普通畑として利用が 920 ㎡。利用権設定面積率は 0.326%でございます。</p> <p>次の頁 5-2 から 5-4 頁が各筆明細でございまして、5-2 頁の整理番号 4 が退席されました山上委員の関係する農地と云う事になります。</p> <p>それから、引き続き説明させて頂きますけども。5-4 頁、整理番号 24。一番最後ですね。こちらの方に整理番号 24、所有権移転につきましては、来月の総会で、今回は担い手育成機構が買い上げと云う事になるんですけども。来月が担い手育成機構から担い手農家への所有権移転が予定されているところでございます。</p>
--------------------------------------	------------------------	--

	<p>議長</p> <p>徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>徳岡推進委員 議長</p> <p>事務局 議長</p> <p>中村委員 議長 中村委員 事務局 中村委員 徳岡推進委員 中村委員 事務局</p>	<p>以上、「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい。それでは各筆明細をご覧頂きまして、これから審議して行く訳でございますが、山上委員が退席している間に関わりのある 4 番、整理番号 4 番を先に分割審議したいと思います。4 番につきまして質疑がございましたらお願い致します。ございません。無い様でしたら。</p> <p>はい。</p> <p>徳岡推進委員、どうぞ。</p> <p>更新と云うのはね。新じゃないと云う事だから、前から利用されてて再び同じ人が作ると云う事で良いですね。</p> <p>はい。</p> <p>以前から契約を締結されて借りておられた所が、期限が参りましたので改めて更新しますよと云う事で契約を、申し出をされてると云う事であります。</p> <p>はい、分かりました。ありがとうございます。</p> <p>改めてちょっと尋ねるけども、認定農業者であることによって、例の、町からの支援策はあるよね。</p> <p>そうですね。</p> <p>あるよね。あるよねって言って、あるでしょうって云う感じになっちゃうんだけども。何かこれ、明確に。まあ良いか。</p> <p>ちょっと良いですか。</p> <p>どうぞ。中村委員どうぞ。</p> <p>株式会社●●さんは、ネギをやっておられるんですか。</p> <p>はい。</p> <p>失礼しました。</p> <p>ハウスもやっておられます。</p> <p>ああ、そうですか。</p> <p>補足説明させていただきますと、白ネギもやっておられまして。それからイチゴもね。田後山の裾野の所に機械器具倉庫兼乾燥機械ありますけども。その倉庫の隣にハウスをしておられまして、</p>
--	---	--

	<p>議長</p> <p>山下昇委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 山下昇委員</p> <p>中村委員 北野推進委員</p>	<p>色々手広くやっておられます。</p> <p>その他ございますか。それでは質疑は無いと云う事で採決を行います。整理番号4番。原案どおり認めることに賛成の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員でございます。それでは整理番号4番、これは決定と云う事にさせていただきます。</p> <p>(山上委員 着席)</p> <p>それでは会を続行致します。各筆明細、整理番号4を除いた他の案件でございますが、質疑がございましたらどうぞ挙手の上発言してください。</p> <p>はいどうぞ、山下昇委員どうぞ。</p> <p>3番ですけどね、この借り受け人ですけども。新規と云う事ですけども、まだこれ以外に耕作しておられるのか。更に増やされると云う様な解釈ができますけども。大丈夫かなと思って。</p> <p>それでは説明してください。</p> <p>3番の案件につきましてはですね、この耕作者の方は川上の方を借りて、現に作っておられる状況にありますけども。実は●●農場の●●さんの下請け的なお仕事もしておられることがある様でして、●●さんの方から引き受けてくれないかと云う依頼をされて。と云うのが、コンクリート畔の田んぼでして、畔草刈りの管理がほぼ無いから引き受けてくれないかと云う事で、●●さんの方から依頼をされて、じゃあやりましたと云う事で話がまとまったと云う事でございます。そう云う意味では、或る意味●●さんの方が後見役みたいな形になるのかなと云う解釈は一応何となくはしておりますけども。ちょっと経緯があって新規で其処をされると云う事でありませう。</p> <p>山下委員は質問の中に、まだ他にもありますかと云う質問があったけど、その辺りは。</p> <p>まだ他にも現に耕作しておられるのかな。或いは放棄しておられるような田んぼがありはしないかなと云う様な心配も。</p> <p>川上にありますけど。</p> <p>まだ稲刈りがしてないです。部落の方はね。一番下の高辻側の方は一枚刈ったけど、イノシシが入ってるので途中まで。まだ向こうは、奥の方は。それから運動場のカーブの方の、運動場の入り口の所、左下の所。網のしてある所も向ってないし。苗田があった所の。あそこはまだ一枚</p>
--	---	---

	<p>議長 北野推進委員</p> <p>議長 北野推進委員</p> <p>議長 中村委員</p> <p>議長 中村委員</p> <p>議長 中村委員</p> <p>議長 北野推進委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>中村委員 事務局 山本正義推進委員 事務局</p>	<p>残ってる。</p> <p>北野推進委員はそう云った姿を見て、どう云う感じを持たれましたかな。</p> <p>うちも、高辻側はうちの隣だけど、やはり草刈りもしないしダメだなあと思って。ずっと約束をしてたんです。私の期限切れたのは貴方に回すからと言ってたけど、部落の人も嫌われるしね。だから何とか私に、また続けてして欲しいと云う様な事です。</p> <p>北野推進委員自らでも、その、この方に対しての管理能力に疑問を持っておられる。持ってます。</p> <p>そうですか。</p> <p>どうしたもんですかね。そう云う時に。何回か言いはするんですけどね。2枚ほど、3枚か。稲刈りしてないです。もう、放置状態になってます。</p> <p>これは●●さんの名前で通す事は出来ないか。</p> <p>あ、それは全然関係ない、元々この方が借りている分ですね。それで今回のね。</p> <p>そうそう。</p> <p>今回のこれは●●さんで通して貰っても良いかなと思いますけども。</p> <p>そう思われる。●●さんにした方が良いと思われる。</p> <p>いやいや。久見の方だったら出来る。川上の方だったら無理だろうけど。</p> <p>これは久見ですね。どうだろうねえ局長。こう云った場合には。委員から、何か疑義が出て来るんだけど。</p> <p>ちょっと、でも、様子を見てみるしか。取り敢えず、やりましょうと云う事で、やれますと云う意味で上がって来てるんで。まあ一作は様子を見てみるのが良いじゃないかなと思うんですけども。</p> <p>この方が来られたんですか。</p> <p>いえ、●●さんです。●●さんが持って来られました。</p> <p>だから●●さんにして、任せれば。</p> <p>だから、●●さんが出来ないから任せると。●●さんがする意思があればされますけど、ちょっとそこまでは出来ないからと云う事で。機械も回さないといけないし。と云う様な事も含めてね。それで、彼に任せたいと云う事で話をまとめられた様なので。それ以上は何とも言えません</p>
--	---	---

	<p>山田推進委員 北野推進委員 山本正義推進委員 議長</p> <p>事務局 河井推進委員 事務局 河井推進委員</p> <p>中村委員 河井推進委員 中村委員</p>	<p>ので。</p> <p>稲刈りなんかを良く手伝いに来ておられるからな。</p> <p>うん。来てる。</p> <p>糲摺りなんかも手伝いに来てる。</p> <p>と云う事はですね。こうやって委員の方から疑義が出ると云う事になると、どうしても何か素直に、良いのかなと思ったりもするんだけど。あの、どうだろうねえ。ちょっと●●さんの方に「こう云う心配が皆さんの方から出てるんだけど、宜しく願いしてよ。」と云う事を、ちょっと念押しした方が良いな、これは。●●さんに。</p> <p>あの。面倒見てやってくださいと云う意味ですね。</p> <p>これは新規で出た訳か。</p> <p>そうです。</p> <p>新規で出て、●●さんも出来なくて、それでこの人に頼んだんだけど。●●さんとの方とは、お互いに作業をし合ってるからね。それでまあ、初めてだし、出したと思うんですよ。だからまあ、3年ですか、してあるけど。見て、様子を、今年位は。それから次に、まあ、意見があって考えたら良いじゃないですか。今此処で悪いとか良いとかじゃなく、初めてだもんだからね。それで良いんじゃないですか。と思います。ただ、今、この人は出来ないからと云う事は出さずにね、初めて出てきたところですから。様子を見て。それからそっちの方から話が出た、去年だかの稲が未だ刈ってないと云うのは、それはちょっとな。その場所を辞めて貰っても良いけど。これは初めてだから、良いじゃないですか。</p> <p>する人が無いからね。</p> <p>却って悪くなるかも判らんし。</p> <p>こう云う事例があった時にね、恐らく高辻も含めて、川上の山手の田んぼって云ったら作り手がいらないんですよ。もう、やるから貰ってくれて云う様な人がある位ですからね。そんな状況の中で本当ね、探すのも大変なんですよ、誰か。作り手をね。相当ね、やっぱり田んぼの草刈り等含めて大変な思いをされてるんでね。借りてる人も。何か、個人的には早めに、田畑を何か別にしちゃうか。と云うのが、あと、管理の上では楽なんですけど。もう探すのも限界に近いかな。</p>
--	---	---

	<p>議長 山本正義推進委員</p> <p>議長 山本正義推進委員</p> <p>議長 山本正義推進委員</p> <p>議長 山本正義推進委員</p> <p>事務局</p> <p>山本正義推進委員 事務局</p> <p>議長</p> <p>山本正義推進委員 議長</p>	<p>その他に。</p> <p>はい。</p> <p>はいどうぞ。山本正義推進委員。</p> <p>6番7番、8番の分だけ。作って貰うのは良い事だけど。白石の田んぼは、私が利用権設定の世話をしたんだけど、乱場だけ。本当に大丈夫だろうかと思う。</p> <p>これも今の問題と似た様な問題が。</p> <p>地主は私の所に持って来るし。まあ、困ったもんだ。</p> <p>とは言っても、事務局の方も管理能力を計りかねるってところもあるしなあ。ちょっとその辺、事務局の方から、申し添える事があれば。</p> <p>はい。整理番号6・7・8の所は、羽合の田んぼですから。羽合の田んぼですからそんなに、畔が大きな訳じゃないので。本人さんの希望も、だいたい東郷の方を止めて羽合の方に集中出来たら、それが良いなと云う希望は持っておられます。</p> <p>でも、期限があるまではして貰わないと困るから。</p> <p>それで、場合によってはね、「じゃあ苦情が多いんだったら、そっちの方は出来ませんから手を放します。」って言われることも考えておかないといけないと思うんです。じゃあ次に誰がするのかと云う所が、用意出来るかどうかと云うのも、地元が考えないといけない面でもあります。それこそ「人・農地プラン」なりと云うのを実質化と云う意味で本気で考えて頂かないといけない場所ではあるんですよね。他所からの人を頼んでいると云うのはそう云うリスクもある訳でして。自分らで出来ないんだったら、じゃあ次どうするかと云うのは、本気になって考えて貰わないと。何処までは許容出来て、何処からがダメだと云うところも、やっぱり考えて貰わないことには結論は出せないと思います。其処までしかちょっと、事務局としては言えないです。</p> <p>そうだな。皆が答えが出せないんだな、こう云う事に対して。これも、今この時期の大きな問題だと云う風に。これは耐えて前に進まねばならんのかも分かんずすな。</p> <p>山本正義推進委員、ちょっと答えが出ないんですけども、良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>はい。その他にございますか。それでは無い様でございますので、採決を取らせて頂きたいと云う風に思います。議案第45号、先に採決した整理番号4番を除いた「農用地利用集積計画の</p>
--	---	---

<p>議案第 46 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>決定」について、原案のとおり認めて頂く方、挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員挙手と云う事で、原案のとおり決定することに致します。</p> <p>続きまして議案第 46 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。それでは説明してください。</p> <p>議案第 46 号「農用地利用配分計画の策定について」を説明します。次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、資料 2)</p> <p>資料の方はお配りしております資料の 2 をお願い致します。頁をめくって頂きまして、2 頁目が農用地利用配分計画の各筆明細であります。</p> <p>番号 1 権利の設定を受けるもの 北栄町 株式会社●●。土地の所在は、はわい長瀬——。</p> <p>現況地目は田、面積が 1,561 m²、こちらの方は 5 年の賃貸借で、年額 5,000 円であります。以上であります。</p> <p>はい。それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございますか。質疑無い様ですね。それでは採決をします。議案第 46 号「農用地利用配分計画の策定」について、原案のとおり認めて頂く方、挙手をしてください。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員の方でございます。議案第 46 号は原案のとおり決定を致します。</p>
<p>議案第 47 号 農業振興地域整備計画の変更について</p>	<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案第 47 号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>議案第 47 号「農業振興地域整備計画の変更について」を説明します。次のとおり、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について、湯梨浜町長から提出されたので、同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、7-1 頁、資料 1 の 17 頁から 20 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在大字白石——。現況地目は田、面積は 284 m²。同じく大字白石——。現況</p>

	河井推進委員 事務局	<p>す。それぞれ大字ごとに頁が分かれておりますので、ご覧頂ければと思うんですけども。</p> <p>それで併せてですね、参考図面と致しまして航空写真図面と地籍調査の成果図面の抜粋お配りしています。航空写真に 3-1 と 3-2 の一覧表記載の場所に色塗りしております。まずですね、黄色が農地から非農地になる場所。それから橙色と云うのがあるんですけども。例えば 1 頁目の下の方側。こちらが小鹿谷になりますけども。ちょっとだけ橙色が見えている所がありますよね。橙色と云うのは筆の一部が農地から非農地になる場所です。橙色が筆の一部が農地から非農地。それから青色が非農地から農地になる場所です。これは 2 頁目を見て頂いたら右下に青い色があるんですけども。その様に黄色と橙色と青で色塗りをして頂いております。ただ、これは地籍調査によりまして筆の形状等が変わって参りますので、その辺の筆の形状は未だ写真図面の方は反映出来ておりませんので、地籍調査の成果図面の方、ご覧頂ければと思いますけども。これは一番最初 3 頁としておりますけども。3 頁の左側の方の農地、非農地になる一団の内、緑色で囲っている所が、丁度航空写真の橙色に当たる所が緑で囲っている所です。地籍調査後は分筆して農地部分と非農地部分に分かれると云う事になりますので、航空写真の方は分筆が反映されておられませんから橙色にしておりますけども。そう云う風に緑色で囲っているのが橙色の所です。</p> <p>何か所か橙色がありまして、国信・別所のあたりをご覧頂くとですね、航空写真の図面の 3 頁ですが。3 枚目になると左上が小鹿谷になるし、国信の果樹園地帯と云う様な形でご覧頂ければと思うんですけども。ですので、橙色が筆の一部が農地になったり非農地になったりと云う事です。筆の詳しい形状って云うのが抜粋しているもので、ご覧頂いたら。青も筆一枚が全部農地と云う訳ではなくて、従前の筆の内、分筆をして、農地部分が正式に出来ましたよと云う様な場所もあったりしますので。比較して頂きながらご覧頂ければ良いかなと思います。</p> <p>それで、具体的に一覧としては資料 3 の枝番 1 枝番 2 の部分を、それを図面に落としておると云う事でご了解を頂きたいと思っております。双方照らし合わせながらご確認をお願い致します。以上であります。</p> <p>この図面。航空写真の図面。黄色いのが非農地になってしまうと云う事だな。</p> <p>はい、そうです。航空写真じゃない方の図面が、凡例でもありますとおり黄色が農地から非農地になる所だし、青い色が非農地、山林なり原野であった所が農地になる所。</p>
--	---------------	--

	河井推進委員 事務局	<p>非農地から農地に変わるのは梨の具合かな。</p> <p>そうですね。東郷地域ですので、山林なりを開墾して果樹園にされている所が多々ございます。地目が山林のままの果樹園と云うのは、それなりに多くございましたので。この度、地籍調査入った時点で果樹園が果樹園と云う事でね、農地になると云う所が出て来ると云うものでございます。ご推察のとおりです。</p>
	河井推進委員	<p>この6頁。これ、ものすごく農地に変わるけど、範囲がね。これはでも、収穫できるちゃんとした畑になってるのかな。</p>
	事務局	<p>宜しいですか。</p>
	議長	<p>はい、どうぞ。</p>
	事務局	<p>今ご指摘頂きましたのは、国信の墓地の所を通り過ぎてドンドン奥に行った先に堤が二つあるんですけども。東側の堤の方の谷が、結構良い面積、果樹園きれいになっているんですけども。山林のままでしたので。</p>
	中村委員 事務局	<p>この水色は堤。</p> <p>そうですね、地籍調査の成果の水色は堤です。青は農地が変わる所で、水色は堤。ちょっと、現地に行かれたことがある方でないと良く解らないと思いますけども。</p>
	議長	<p>局長、高れからもう云った作業はまだあるのか。これでお終いか。</p>
	事務局	<p>今年度の地籍調査の確認はこれで終わりです。</p>
	議長	<p>来年・再来年はまだあるのか。</p>
	事務局	<p>まだあります。</p>
	議長	<p>これ、今度有る時は、もうちょっと字が大きくないと見えない。</p>
	事務局	<p>いえ、元々の図面はもっと大きな。A0版の図面を縮小してあるので。A0版ですから、これの8倍の大きさ。</p>
	議長	<p>それで皆さん、見方はだいたいこれで分かったと思いますので。此処はどうかなと云う事がありますか。何かあるかな。</p>
	事務局	<p>あの、航空写真の図面の方でご検討頂ければと思うんですけども。現実的には。</p>
	中村委員	<p>良いですか。農地パトロールの結果とこれとは、摺り合わせと云うのは出来てるんですか。合っていないとおかしいんですけど。</p>

	事務局	<p>基本的に荒れている所は、地籍調査の時に見て荒れてたはずですから B 分類でしょうし。農地として残ってる所は何にも、A 分類にも B 分類にもならずですから。イコールと云う風に考えて頂いて支障は無いかと思えます。</p>
	中村委員	<p>だから、農地がこう云う地籍調査で変わったと云う事は、逆に合わせなくてはいけない所があるかも知れんし。何か、違ってると云う事はおかしい事になりませんかと思って。</p>
	議長	<p>地籍調査はかなり複数の目で見てるからね。担当者が。正しいと思うし、実際測量しながら綿密に歩いているのでね。信頼性が高いじゃないですか。</p>
	中村委員 事務局	<p>その辺、摺り合わせとかしておかないと、何かおかしいかなと思って。 農地パトロールを毎年やっておりますけども、地籍調査のは、去年なのか一昨年なのか。ちょっと前の話になりますのでね。測量で現地を歩いているのが。それ以降に荒れて来てる所があると云うのがあると思いますので、必ずしもそう云う意味では一致はしないかもしれませんが。荒れて B 分類、もう農地に帰らないと云う所は、少なくとも地籍調査で非農地になってるだろうと云う判断で、そこまでで良いんじゃないかと思うんですけどね。</p>
	議長	<p>お尋ねはありますか。無い様でしたら、有りますかって云っても分からんだろうしなあ。はい、土井委員どうぞ。</p>
	土井委員	<p>大した事じゃないんですけど。地籍調査の変更調書で、住所が湯梨浜町とか東郷町とか混在してるんですけども。</p>
	議長 事務局	<p>ちょっとじゃあ、その辺説明してください。 地籍調査の、この変更調書の一覧に記載の住所は、登記簿に記載されているまんまで。例えばですね、3-1 の 2 頁。表紙をめくって頂いて、真ん中の一番上が所有者が内務省になっております。今は内務省と云う組織はありませんけども、登記簿自体は内務省と云う事になっておりますので。登記簿と云うか土地台帳がね。それで、そう云う事になっておりますし、東郷町と云うのもそのまま残っております。</p>
	土井委員 事務局	<p>ならば、湯梨浜町となっているのはどう云う事。相続されたとか。 そうですね。例えば今の住所に、東伯郡湯梨浜町となっている場合は、相続登記がなされたりだとか、或いは、まあこれ全部農地ですから、農業委員会の許可を得て所有権移転とかしている場合には湯梨浜町に変わっていると。</p>

5 その他	土井委員 議長 (議長) 事務局	分かりました。 それでは、もうお尋ねは無い様でございますので、採決を行います。議案第 48 号「地籍調査事業に伴う地目の変更」について、原案のとおり決定とすることを可とされる方、挙手をお願いします。 《全員挙手》 はい。全員の方でございますので、決定を致しました。それでは以上で議事を終了致します。それでは 5 番「その他」に入ります。令和 2 年 3 月定例総会の日程について。(1) 番でございますけども。このことについて、それでは説明してください。 ○ 3 月定例総会 3 月 4 日 (水) 午後 3 時 00 分から (町長が建議について回答 : 15:00~) ○ 農家相談会について 2 月 20 日 (木) 午前 9 時~正午、第 3 会議室 当番 : 谷岡貞幸 委員、土井繁美 委員、尾川寛信 推進委員 3 月 18 日 (水) 午前 9 時~正午、第 3 会議室 当番 : 中村 博 委員、清水武敏 委員、山田隆雄 推進委員 ○ 農業委員会改選の周知について ○ 農業者年金の推進について ○ 「人・農地」アンケート回答の確認について
6 閉会	議長	皆さんご起立ください。そう致しますと、以上を持ちまして、令和元年度第 11 回定例総会を閉会と致します。皆様ご苦労様でした。 (閉会 午後 4 時 5 2 分)